

令和3年2月15日

各施設管理者 様
各指定介護事業所管理者 様
各指定障がい福祉サービス事業所管理者 様

大阪市福祉局高齢者施策部
事業者指導担当課長
大阪市福祉局障がい者施策部
運営指導課長
大阪市保健所
感染症対策調整担当課長

高齢者施設等及び障がい者支援施設等への
新規入所者における入所時の検査について（周知）

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症に対する取組につきましては、この間、適切な支援にご尽力いただきありがとうございます。

さて、重症化が懸念される高齢者や基礎疾患を有する方々等が利用される社会福祉施設等におかれましては、これまでも感染拡大防止対策に取り組んでいただいているところですが、令和3年2月15日時点では、高齢者施設等及び障がい者支援施設等（以下、「高齢者施設等」という。）で発生したクラスターは、市内55施設に上っております。

こうした中、大阪府にて高齢者施設等への新規入所者（医療機関から退院後の再入所・再入居の方や入所・入居の契約済みの方等を含む）への行政検査の取扱いの運用が2月12日から開始されましたのでお知らせいたします。

新規入所者について、医師が必要と認める場合には、症状の有無にかかわらず保険適用で新型コロナウイルスの検査を行うことが可能ですので、別添をご確認のうえ高齢者施設等におけるクラスター発生防止について、より一層の取組をお願いいたします。

【別添】

- 障がい者支援施設等への新規入所者における入所時の検査について（通知）
- （別紙）障がい者支援施設等連携医療機関等様へ

【お問い合わせ先】

（高齢者施設・併設通所・短期サービスに関すること）

大阪市福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導グループ）

Tel:06-6241-6310 Fax:06-6241-6608

【ガイダンスが流れたら「7」をプッシュして下さい】

（障がい者支援施設・併設通所・短期サービスに関すること）

大阪市福祉局 障がい者施策部 運営指導課

Tel:06-6241-6527 Fax:06-6241-6608

【ガイダンスが流れたら「4」をプッシュして下さい】

（行政検査に関すること）

大阪市保健所感染症対策課（新型コロナウイルス感染症対策グループ）

Tel:06-6647-0769 Fax:06-6647-1029